

おらっっちゃ創生支援事業費補助金交付要綱の運用について

(趣旨)

第1 おらっっちゃ創生支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、おらっっちゃ創生支援事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)によるほか、この運用に定めるところによるものとする。

(事業内容)

第2 要綱別表の事業名欄の事業内容は、次のとおりとする。

1 価値提供型事業

(1) 目的

地域住民や団体等が自主的・主体的に実施する地域づくり事業のうち、「第2期氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の3つの基本目標における「Ⅰ(住みたい街)いのちと暮らしを守る」、「Ⅱ(働きたい街)働く場所の創出で元気な氷見市へ」のための事業を支援することで、社会に対して新しい価値を提供し、豊かで住みよい地域づくりを推進する。

(2) 対象事業

上記の目的を達成するための事業であって、おおむね次のような事業やイベント等を対象とする。

なお、将来的にはこの事業を実施する中で自ら一定の収益を得ることで、活動の自立や拡大を目指すものとする。

① 安定した雇用を創出するための、次のような事業

- ・ 社会課題の解決を目指すコミュニティビジネスの創業等
- ・ 起業機運を醸成する人材育成等を推進する事業やイベント等

② 新しい人の流れをつくるための、移住・定住に資する事業や市外からの交流人口の増加を目指す次のような事業

- ・ 氷見市へのU I Jターンを促進することを目的とした事業やイベント等
- ・ 氷見市の自然豊かな里山、里海での魅力を体験する事業やイベント等

③ 地域と地域の連携を構築するための、地域資源を効果的に活用した魅力ある次のような事業

- ・ 地域の歴史や文化、自然環境等の地域資源を活用して豊かな地域社会を構築する事業やイベント等
- ・ 地域の特産物を再発見し、それをさらに磨きをかけ、その魅力を市内外に発信する事業やイベント等

(3) その他

次に掲げる事業は、対象としない。

- ① 通常一般的な自治会、町内会や同好会等が行う盆踊り大会等、単に当該住民の親睦を深めるための福利厚生的なイベント及びこれに類する事業
- ② 市又は市が助成している団体から別に助成を受けている事業

③ 政治、宗教、営利を主たる目的とした事業

④ その他、市長が特に認めるもの

2 課題解決型事業

(1) 目的

地域住民や団体等が自主的・主体的に実施する地域づくり事業のうち、「第2期氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の3つの基本目標における「Ⅰ（住みたい街）いのちと暮らしを守る」、「Ⅲ（育てたい街）ストップ・ザ・少子化」のための事業を支援することで、本市における地域課題の解決を目指し、暮らしを守り持続的な地域づくりを推進する。

(2) 対象事業

上記の目的を達成するための事業であって、おおむね次のような事業やイベント等を対象とする。

なお、この事業の目的及び対象事業に合致するものであっても、その事業の実施により一定の収益を得ることができ、将来的な活動の自立や拡大を目指すことができる事業については、本項に関わらず価値提供型事業とみなすこととする。

① 結婚・出産・子育ての希望をかなえるための、次のような事業

・ 結婚を望む未婚の男女を対象に市内の団体又は企業等が実施する出会いや結婚のきっかけづくりを創出する事業やイベント等

・ 出産後や子育てに悩む親を対象として、親子同士が交流できる集いの場を提供する事業やイベント等

なお、出会いや結婚のきっかけづくりを創出する事業やイベント等は、20歳以上50歳未満の独身男女を対象とした結婚を支援することを目的とし、概ね男女各10人以上の参加が見込まれる事業やイベント等とする。ただし、参加者の3分の1程度は氷見市内に住所を有するものとする。

② 安心な暮らしを守るとともに地域と地域の連携するための、次のような事業

・ 「自分たちの地域は自分たちの手で守る」という郷土意識を高める事業やイベント等

・ 自分の地域だけでは解決できないことを、他の地域や各種団体と連携することで、その課題の解決につなげる事業やイベント等

(3) その他

次に掲げる事業は、対象としない。

① 通常一般的な自治会、町内会や同好会等が行う盆踊り大会等、単に当該住民の親睦を深めるための福利厚生的なイベント及びこれに類する事業

② 市又は市が助成している団体から別に助成を受けている事業

③ 政治、宗教、営利を主たる目的とした事業

④ その他、市長が特に認めるもの

3 地域魅力アップ事業

(1) 目的

地域資源を活かし、地域住民が自主的・主体的に実施する地域づくりを支援し、豊かで住みよいまちづくりを推進する。

また、住んでいる人が元気に生き生きと暮らし、氷見の魅力を発信することにより、交流人口の拡大を図る。

(2) 対象事業

対象事業は、次のいずれかに該当するものとし、ソフト事業及びそのソフト事業を実施するために必要となるハード事業を対象とする。ただし、一地区、一団体につき3回を限度とする。

- ① 地域の歴史文化の保存・活用にかかわる事業
- ② 地域の自然環境の保存・活用にかかわる事業
- ③ その他、市長が特に認めるもの

(3) その他

次に掲げる事業は対象としない。

- ① 通常一般的な自治会活動、町内会や同好会等が行う盆踊り大会等、単に当該住民の親睦を深めるための福利厚生的なイベント及びこれに類する事業
- ② 主として視察、研修等をその内容とする事業
- ③ 市又は市が助成している団体から別に助成を受けている事業
- ④ 政治、宗教、営利を主たる目的とした事業
- ⑤ その他、市長が特に認めるもの

4 小規模多機能のまちづくり事業

(1) 目的

地域づくり協議会が定める地域づくり計画に基づき、協議会が自ら実施する地域づくり事業を支援し、住民主体の協働による小規模多機能のまちづくりを推進する。

(2) 対象事業

対象事業は、市が認める地域づくり計画に位置付けられた事業とし、ハード事業及びソフト事業を対象とする。

原則として一の事業を対象とするが、総合的に実施することがふさわしい事業については、複数の事業をまとめて一の事業として実施することができるものとする。

(3) その他

次に掲げる事業は、対象としない。

- ① 通常一般的な自治会、町内会や同好会等が行う盆踊り大会等、単に当該住民の親睦を深めるための福利厚生的なイベント及びこれに類する事業
- ② 市又は市が助成している団体から別に助成を受けている事業
- ③ 政治、宗教、営利を主たる目的とした事業
- ④ その他、市長が特に認めるもの

(補助対象経費)

第3 要綱別表の補助対象経費欄の経費内容は次のとおりとする。なお、補助対象経費に係る事業費には、補助金その他の給付金の額を含まないものとする。

1 価値提供型事業

補助対象経費は、事業を実施するに当たり直接必要となる経費であり、次表に掲げる経費とする。ただし収入を伴う事業については、全体経費から収入を除いた額とする。

区 分	内容等
報償費	講師等への謝金
旅費※1	講師またはスタッフの交通費、宿泊費（市の基準による。）
食糧費※1	講師等に提供するお茶などの飲物代
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品
印刷製本費	資料のコピー、チラシ、ポスターの印刷費
通信運搬費	案内等に使用する郵便代、荷物の運搬費
保険料	事業実施に伴う保険料
使用料及び賃借料	機械の車両等の借上料や会場等の使用料、物品のリース等
広告料	事業の周知に伴う広告料
手数料	振込手数料、クリーニング代等
燃料費	事業の実施に必要な機材や車両等の燃料代
委託料	専門分野に係るもの
備品購入費	事業に直接使用する機材や備品等（原則、リースとする。）
工事費※2	施工に係るもの
原材料費※2	事業に直接使用する原材料

※1 参加者の飲食代及び宿泊費、賞品代については、補助の対象としない。

※2 地域力アップ事業又は小規模多機能のまちづくり事業に限る。

2 課題解決型

補助対象経費は、事業を実施するに当たり直接必要となる経費であり、価値提供型事業に準ずる。ただし収入を伴う事業については、全体経費から収入を除いた額とする。

3 地域魅力アップ事業

補助対象経費は、事業を実施するに当たり直接必要となる経費であり、価値提供型事業に準ずる。ただし収入を伴う事業については、全体経費から収入を除いた額とする。

4 小規模多機能のまちづくり事業

補助対象経費は、事業を実施するに当たり直接必要となる経費であり、価値提供型事業に準ずる。ただし収入を伴う事業については、全体経費から収入を除いた額とする。

（軽微な変更）

第4 要綱第10条第1項に規定する市長が別に定める軽微な変更については、次のとおりとする。

(1) 補助金対象予定事業費の2割未満の減

(2) 補助事業の実施に要する支出項目間において、いずれも2割未満の金額が移動する場合。ただし、予定金額が0となるものは除く。

附 則

この運用は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和3年4月1日から施行する。